

男女共同参画会議の検討結果を踏まえることとされた要望についての計画案文（修正版）

資料1

第1 損害回復・経済的支援等への取組

要望番号	要望事項	関連する現行施策	第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文	(参考)男女共同参画会議による総理への答申「第3次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方」
14	【被害後の治療に対する経済的支援の拡充】 (性犯罪被害について)被害後の心身の治療に際して発生する費用の全額もしくは一部を支援する給付金等を支給してほしい。	23	(医療費について) 警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、 性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう 、都道府県警察を指導する。	3 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組 ② 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、 <u>医療費・カウンセリング費用の助成</u> について検討する。
17	【医療費の問題】 現在、性暴力被害者の医療費については、「犯罪被害者等支援法」による公的負担の制度はあるが上限がある。被害届を提出しない場合は被害者負担、感染症検査を希望すれば高額になる、人工妊娠中絶手術が必要になった場合はさらに高額になるなどの問題がある。これらの問題が改善されるよう公的負担を検討してほしい。	22、23	(カウンセリングについて) 警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内のカウンセリング専門職員の活用や、警察部外カウンセラー・精神科医へのカウンセリングの委嘱制度の運用が一層効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する。 ※ 重点課題ごとに整理するため、医療費関連とカウンセリング関連に分割しました。 (注:犯罪被害者等施策における医療費の公費負担制度としては、捜査機関との関わりをまったく拒否する者を対象に含めることは、困難であると考えられる。)	

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

要望番号	要望事項	関連する現行施策	第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文	(参考)男女共同参画会議による総理への答申「第3次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方」
47	【安全確保の強化】 保護命令中の加害者の居所について、被害者に定期的に伝える等安全確保策を強化してほしい。	(新規)	保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析するなど、配偶者等からの暴力の被害者の安全確保策を強化することについて検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)。 (注 内閣府:男女共同参画局)	(関連する記述) 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 (2) 具体的な取組 ③ 保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、配偶者暴力防止法の見直しを含めて検討する。 (注:上記記述は、保護命令の対象拡大、保護命令の発令の迅速化など、本要望事項以外の事項についての議論を踏まえて盛り込まれたもの)

要望番号	要望事項	関連する現行施策	第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文
52	<p>【SANE(性暴力被害者支援看護師)の養成と活用】</p> <p>性暴力被害者支援看護師を民間で養成している。今までに、40時間の研修プログラムで180名程度を養成しているが、活用の場所を考えてほしい。</p> <p>※SANE: Sexual Assault Nurse Examiner</p>	53	厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性暴力に関する専門的知識・技能を備えた看護師等の活用について啓発を推進する。
51	<p>【医療機関における被害者支援に係る人材の教育・育成と体制の整備】</p> <p>(性犯罪について)医療機関の現状では、医療者自体に専門的な教育を受けた人がかなり不足している中で、被害者支援が実際に行われている。ガイドライン、マニュアルの整備もかなり遅れている。医療機関で被害者支援にかかわる人材の教育と育成の体制を整備してほしい。</p>	53	厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、性犯罪被害者対応マニュアル等を活用するなどして、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備を図る。
56	<p>【犯罪被害に関わる知識・技術を持った医療関係者の養成及び体制の整備】</p> <p>特に性暴力の被害者は、医療機関においてキットによる証拠の採取が必要であるし、刑事事件として訴えるには、医師にとって負担となる診断書が必要となる。また、性暴力に対する理解がないことから配慮のない対応がとられることがある。被害者が、心身の回復につながる医療を受けられるよう、医療関係者の教育の徹底と体制の整備を実施してほしい。</p>	53 (新規)	

(参考)男女共同参画会議による総理への答申「第3次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方」
<p>3 性犯罪への対策の推進</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>② 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性暴力に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間支援員の活用を促進する。</p>
<p>3 性犯罪への対策の推進</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>① 医師・民間支援員等による様々な支援、警察その他関係機関及び民間団体との連絡調整等に係るきめ細かな支援等の機能を備え、必要に応じて適切な対応が可能な性暴力被害者専門のワンストップ支援センターの設置を促進するとともに、医療機関における支援体制、性暴力被害者の受入れに係る啓発・研修を強化する。</p>

第4 支援等のための体制整備への取組

	要望事項	関連する 現行施策	第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文
136	<p>【ワン・ストップ・センターの整備】</p> <p>性暴力の被害者が二次被害を受けずに一か所で法的、医学的(心身両面で)、心理学的、社会的支援を受けて回復できるワン・ストップ・センターを各地域に整備してほしい。</p> <p>ボランティアベースではなく、警察、弁護士、婦人科医、精神科医、臨床心理士、ソーシャルワーカーなどの専門的知識を持ち、かつ、性暴力にも詳しい専門家の支援が必要である。</p>	(新規)	
137	<p>【ワンストップセンターの整備】</p> <p>被害にあった人が希望すれば早急に医療ケアが受けられたり、相談ができるような機関が必要である。たとえば韓国で活用されているワンストップセンターのような機関。せめて早急に医療機関の中にそういうセクションを設けるなど、体制を整備してほしい。</p>	(新規)	<p>性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター(医師による心身の治療、医療従事者、民間支援員、弁護士、臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下「ワンストップ支援センター」という。)の設置を促進するため、以下の施策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府において、ワンストップ支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省等の協力を得て、「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引(仮称)」を作成し、犯罪被害者支援団体、医療機関、地方公共団体、警察等に配布する。 ・警察庁において、平成22年度に実施した性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証を行い、その結果を関係省庁及び犯罪被害者支援団体に提供する。 ・厚生労働省において、医療機関に対してワンストップ支援センターについての啓発を行うほか、犯罪被害者支援団体、地方公共団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。 ・厚生労働省において、医療機能情報提供制度における登録内容にワンストップ支援センターが施設内に設置されているかどうかを加える。 <p>(注 内閣府:犯罪被害者等施策推進室)</p>
138	<p>【性暴力被害者治療センター(専門機関)の設置】</p> <p>諸外国では、24時間体制のワンストップセンターが整備されている。被害を受けた時に駆け込める場所の設置、さらに最初の窓口で全てのサービスが受けられることが被害者の心身の回復と自らが尊厳を認められることに繋がる。我が国にはそのような場所が一箇所もない。他者からの侵害により奪われた自分を取り戻す場所「性暴力被害者回復支援センター(仮称);専門機関」を設置してほしい。</p>	(新規)	
139	<p>【性暴力被害専門機関の設置】</p> <p>被害者が自ら病院・警察等の必要機関を探し回る必要がなく、最初に行った場所で全てのサービスが受けられ、繰り返し事件の話をする必要がなく、精神的に守られる場として、24時間対応のワンストップセンターがほしい。諸外国では、こうした多くの専門機関が設置されており、先進国で性犯罪被害専門相談機関がないのは日本くらいである。全国で同程度のサービスが受けられるよう、都道府県ごとに一か所以上、国が設置することが望ましい。すぐ作ることが困難であれば、例えば夜間救急を受け付けている総合病院の中に相談員が待機できるようなスペースを設けて電話及び駆け込み対応等から始めてほしい。</p>	(新規)	
140	<p>【被害申告のない被害者への支援機能を持つ機関の整備】</p> <p>性暴力の被害者には、告訴しない・できない被害者が多数を占めている。特に子供のころの性的虐待については、成人してからようやく本人に認識され支援が求められる場合が多く、症状が重く専門的なケアが必要であるのに、対応できる機関が極めて少ないのが現状である。ワン・ストップ・センターの中に、あるいはそれとは別に、このような被害者への支援機能を持つ機関を整備してほしい。</p>	(新規)	

(参考)男女共同参画会議による総理への答申「第3次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方」

3 性犯罪への対策の推進

(2) 具体的な取組

① 医師・民間支援員等による様々な支援、警察その他関係機関及び民間団体との連絡調整等に係るきめ細かな支援等の機能を備え、必要に応じて適切な対応が可能な性暴力被害者専門のワンストップ支援センターの設置を促進するとともに、医療機関における支援体制、性暴力被害者の受入れに係る啓発・研修を強化する。

	要望事項	関連する 現行施策	第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)における計画案文	(参考)男女共同参画会議による総理への答申「第3次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方」
143	【被害申告のない被害者への支援】 犯罪として立件できる事件の被害者が全被害者のごく一部であるという認識を持ち、このような立件できない事件の被害者も含めて、より一層の被害者支援策を国の責任において立案推進してほしい。	(新規)	・要望52(看護師の活用)及び要望136~140(ワンストップ支援センター)に関する施策のほか、下記の現行施策については、下線を新たに追加し、引き続き推進する。	3 性犯罪への対策の推進 (1) 施策の基本的方向 性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制を整備するとともに、被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援、被害者のプライバシーの保護及び二次被害の防止について万全を期する。
144	【犯罪として取り扱われない被害者への支援】 特に性暴力の被害者は、その被害の特殊性ゆえに警察等に被害届を出せない方が多い。犯罪として扱われない事件の被害者にも、犯罪被害者同様、もしくは準ずる施策を実施してほしい。	(新規)	第4 支援のための体制整備への取組 1 相談及び情報の提供等 (26) 性犯罪被害者情報入手の利便性の拡大 ア 警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入力するための利便性の拡大に努めていく。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。	(2) 具体的な取組 ① 医師・民間支援員等による様々な支援、警察その他関係機関及び民間団体との連絡調整等に係るきめ細かな支援等の機能を備え、必要に応じて適切な対応が可能な性暴力被害者専門のワンストップ支援センターの設置を促進するとともに、医療機関における支援体制、性暴力被害者の受入れに係る啓発・研修を強化する。 ②(略)性暴力に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間支援員の活用を促進する。
145	【隠れた被害者への支援】 被害申告すらできない多くの性暴力被害者がいることは、厳然たる事実であり、この現在隠れている被害者が十分な支援を受けられるよう対策を講じてほしい。特に子ども時代に被害に遭ったため、被害を訴え出られなかった者には特別な配慮が必要である。複合的差別により、強い社会的偏見を受けている者(生活困窮者、野宿者、オーバーステイを含む外国籍、性労働従事、性指向や性自認が非典型、障がいがある、HIV+、薬物常用者等)は、その立場の弱さゆえに性暴力を受けるリスクが高まるため救済措置が必要。	(新規)		
146	【官民が連携できる体制の整備】 性暴力被害者への公的機関による支援は、まだまだ不足しているし、民間支援団体の数も決して多くはない。さらに、被害の特殊性ゆえにウェブサイトを有していなく連絡先を一般には公表していない団体も多数存在する。最初に被害者対応の窓口となる公的機関が民間の支援団体を把握し、適切な機関に連携が図られるような体制を整備してほしい。	197	内閣府において、地方公共団体に対し、把握している犯罪被害者支援団体に関する情報を提供するとともに、自らも犯罪被害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図るよう要請する。また、犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページに掲載する。 (注 内閣府:犯罪被害者等施策推進室)	1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 具体的な取組 ⑥ 被害者支援を行う民間団体の実態把握と活動基盤の強化を図る。また、官民双方の支援・連携の仕組みを構築する。
147	【専門機関を調整するコーディネーターの養成】 性犯罪被害者にとって、精神的にボロボロになっている中で、警察、病院、検察、弁護士とのやりとりにおいて、個人がしなければならいことが多すぎる。被害に遭った人を総合的にフォローし、団体や各専門家を調整してくれるコーディネーターがいれば、どんなに被害者の支援になるかわからないので、そのようなコーディネーターを養成してほしい。	159	内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。 (注 内閣府:犯罪被害者等施策推進室)	3 性犯罪への対策の推進 (2) 具体的な取組 ② 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性暴力に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間支援員の活用を促進する。
161	【詳細な全国性暴力被害実態調査の実施】 回答者の属性を特定することにより、可能な限り全ての社会集団における性暴力被害実態を明らかに出来る調査を実施してほしい。	207 208 209	内閣府において、女性に対する暴力の被害実態に関する調査「男女間における暴力に関する調査」の中で、被害の申告がなされずに潜在化している性犯罪被害の実態について調査を実施するとともに、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係機関と連携・協力し、広く国民の理解を促進するよう努める。	
162	【調査研究の推進等】 性犯罪被害者を対象にした調査研究が不足していることから被害者の実態が明らかにされおらず、そのことが被害者対応の現場や司法関係者による二次被害が減少しない要因になっていると思われる。性犯罪被害者の実態やニーズが明らかになるように、心理・医学・社会・法的専門家による全国規模での調査研究を全国的に定期的に実施してほしい。	207 208 209	(注 内閣府:男女共同参画局) ※ 重点課題ごとに整理するため、赤字部分は一部修正の上、「国民の理解の増進」に盛り込むこととしました。	1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 具体的な取組 ⑨ 女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。